

福祉文教委員会会議録

平成30年8月6日(月)

(開 会) 10:01

(閉 会) 15:12

【 案 件 】

1. 議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例
2. 保育行政について

【 報告事項 】

1. 指定地域密着型サービス事業所整備に係る選考結果及び追加募集について (高齢介護課)
2. 公用車による交通事故の発生について (生活支援課)
3. 経済産業省「未来の教室」実証事業における中学校プログラミング教育について (学校教育課)
4. 平成30年7月豪雨について (防災安全課)
5. 「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」の策定に係る経過について (総合政策課)

○副委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を議題といたします。提出者から議案の補足資料が提出されておりますので、説明を求めます。

○江口委員

補足資料として4点の資料提出させていただいております。そのうち2点は、先日の6月25日の委員会において提出しました児童福祉法並びに児童虐待防止法に関しまして、ちょっと古い分が間違っておりましたので、それを差しかえるものであります。あと2点については新しい資料になります。1点がこの前の7月12日の要保護児童連絡協議会の代表者会議が開かれる際に、各委員さんに宛てて、私どもがなぜこの条例をつくったのか、またあわせて要保護児童対策地域協議会に関する規定、第4章並びに第12条関連、情報共有等に関して、その規定とそれの理由、それをなぜこのようにつくったのかの理由を書いたものを提出しております。またもう1点は、厚生労働省が平成24年12月4日に出しました要保護児童対策地域協議会の実践事例集というものを下させていただいております。これには幾つかの自治体の要保護児童対策地域協議会に関する工夫が書かれておまして、私どもが提出した条例の中にあります事務局と同様なものとして、枚方市等では運営会議といったものをつくっております。またほかのところでも、地域部会ですね。私どもが条例の中で地域部会をつくるよう努めるものとするというふうな形で提案しておりますが、それと類似な組織がありますので、あわせてご紹介させていただきたいと思ひ、提出をさせていただいております。

○副委員長

次に、飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議における「飯塚市の子どもをみんなで守る条例(案)」に対する意見等について、及び条例と法の比較表について執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

資料の説明をさせていただきます。資料要求のありました資料1、平成30年7月12日に開催した飯塚市要保護児童連絡協議会代表者会議において条例案について出された意見、また会議終了後に書面にて提出された意見等を集約しております。資料2は、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、飯塚市の子どもをみんなで守る条例(案)、市の取り組みの比較表になります。それでは、資料の説明をいたします。資料1、飯塚市要保護児童連絡協議会代表

者会議における「飯塚市の子どもをみんなで守る条例（案）」に対する意見等についてをお願いいたします。意見等につきましては、代表者会議の意見を条文ごとに1ページから7ページ、これは会議当日の意見になります。代表者会議終了後、書面による意見等を委員ごとに、条例全般と各章ごとに、8ページから12ページまでに記載しております。今回の資料は、協議会の中で発言者を伏せて公開することで了承を得ておりますので、発言者の名前は伏せさせていただきます。

代表者会議当日は主に、第12条の情報の共有と、第4章、これは第27条から第31条になるんですけども、要保護児童対策地域協議会に対しての意見が多く出されております。各委員、それぞれの立場から活発な意見が出されております。情報共有につきましては、賛成、反対の意見が分かれているような状況です。7ページのその他に記載しておりますけれども、最後に、委員会としてこの場で全ての結論が出るのは難しく、2回、3回と代表者会議を開催し、審議していく必要があるとの意見が出されております。

続きまして、資料2をお願いいたします。左から児童福祉法、次に児童虐待の防止等に関する法律、その次に「飯塚市の子どもをみんなで守る条例（案）」、右側に飯塚市の現状での取り組み状況を記載しております。太線で囲んだ部分、条例案、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律、市の取り組み状況に該当しない部分は空欄にしております。条例案における児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、市の取り組み状況について、ない部分としては、第12条の情報の共有、第26条地域における児童虐待防止等のための取り組みなどがございます。以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○副委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお質疑に際しては、まず提出議員または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で発言していただきますようお願いいたします。質疑はありますか。

○城丸委員

執行部にお尋ねをいたします。今、説明にありましたように、12条関係の情報の共有に関してはいろんな意見、賛成、反対いろいろあったようですが、市としては、これはどういうふうに考えておられますか。

○子育て支援課長

第12条第2項の通告者との情報共有、これにつきましては、通告者は関係機関だけではなく、市民の方などさまざまな人からの通告がっております。現状ではどなたかわからない中で情報共有することは、第三者への情報漏えい等が考えられますので、情報の共有はできないと考えております。また、これにつきまして田川児童相談所からは、市独自の条例が制定されたとしても、児童相談所としてできないことはできないため、条例が制定されることにより、飯塚市が通告者との情報共有を行うとなれば、児童相談所との情報共有が難しくなるとの意見もお伺いしております。

○城丸委員

情報の共有に関しましては、12条の第2項からの削除したほうがいいんじゃないかという強硬な意見も出とったみたいですけど、非常にデリケートで難しい問題だというふうに思います。

次に、要保護児童連絡協議会、この分についても、いろんな意見が、議員が推薦する者とか、子育て支援団体が推薦するものとかいろんなあれがあって、ここも意見が分かれておった大きなところだと思いますけど、今のそういう要対協の中で不備とか、そういうのはあるんでしょうか。

○子育て支援課長

現状での協議会につきましては、各部会、専門部会があるんですけども、活発な意見交換

も行われております。情報の共有が図られて、委員同士の情報の共有は行われているというふうに市は考えておりますので、現状の体制が望ましいと判断しております。

○城丸委員

この分につきましても、何かいろんな意見がありまして、実務者会議と実務者だけが集まってする会議の中で、議員が行って何をするのかと、何の実務に関係するお話をするのかというような意見が出とったみたいですけど。かなり厳しい意見も出ていたみたいですけど。それで、もう一つですね、子育て支援団体が推薦する者ですか、何かそういうのもあって、子育て支援という一くくりで非常にものすごく大きいような気がするんですけど、そういう子育て支援の連絡協議会とか、そういうのは現在あるんですかね。

○子育て支援課長

子育て支援団体につきましては、各団体さまざまな活動をされております。現状では、そういった協議会とか、例えば保育所という保育協会、そういった取りまとめの協会というのはございません。

○城丸委員

そうすると、いろいろそこを推薦するとか、非常になんか難しくなってきましたけど、その辺はどうするのか、後でまたお聞きしたいと思いますけど。ちょっと離れますけど、7月20日に国の緊急対策が発表されておりますけれど、この内容とこれに基づいた市の役割、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長

7月20日に国より、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」における市に関する主な事項につきましてお答えいたします。今回、緊急総合対策では、まず児童虐待に対応するため、専門機関である児童相談所や、市町村の体制、専門性強化のため、児童相談所強化プランを見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を国が年内に策定することが大きな柱となっております。そのプランを策定する前に、市が直ちにに取り組むこととし、まず最初は警察との情報共有の強化となっております。現在、飯塚市では平成29年11月に桂川町、田川児童相談所、飯塚病院とともに、飯塚警察署との協定を締結し、連携強化を図っており、また飯塚市要保護児童連絡協議会にも、飯塚警察署が関係機関の一つとして情報共有を図っております。

次に、乳幼児健診未受診者等を緊急に把握することとなっております。乳幼児健康検査未受診や未就園、未就労等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関において安全確認ができていない子どもやその家庭は特に支援が必要としている場合もあることから、そうした子どもの情報について、市町村において緊急的に把握することになっておりますので、飯塚市では子育て支援課、保健センターが連携して実施することとなっております。

次に、市が支援を行っている家庭が他の自治体に転出した場合における自治体間の情報共有を徹底することとなっております。具体的には、他の自治体に転出した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくすため、移管元市町村の支援方針の継続、必要に応じ児童相談所の同席のもとでの引き継ぎについて、取り扱いを明確にすることとなっております。現在、飯塚市では市が支援しているケースで、転出する場合においては、全ての事案につきまして、転出先ケース移管または情報の提供を行っております。

最後に、学校、保育所等との連携の推進となっております。具体的には、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定に基づき、市町村からの求めに応じ、学校、保育所が要保護児童の欠席状況等に関して、定期的に情報提供を行うことに関し、市町村が情報提供を求める先に認定こども園、認可外保育所が追加されております。以上、今回緊急提言の主な内容となっております。

○城丸委員

虐待で命をなくす子どもが最も多いのはゼロから3歳児ということですが、この方が保育所等に行っておけば、情報はつかめるんですけど、行ってない子どもに関しては何の情報もつかめないと。今度の目黒の事件の分でもどこにも行ってなかったということなんですけど、これはこういう調査を実施するというのをさっき言われましたけど、具体的にどういうふうな調査ができるんでしょうか。

○子育て支援課長

現在、子育て支援課が行っております「赤ちゃんすくすく訪問」によりまして把握をしていき、また不足については、会えない場合は、こちらのほうは何度、何度と会えるまで一応訪問に行っておりますので、そちらのほうで把握していきたいと考えております。

○城丸委員

この前、要対協の代表者会議の中で一番やっぱり大きな問題になったのは、12条関係の情報共有の関係と要対協のメンバーの関係だと思うんですけど、市として、この条例が制定され、ただ要対協ももう変わるわけですよ。そういう中で、そういう困るといってか支障があるというところはどこにありますか。

○子育て支援課長

情報共有につきましては、関係機関からの情報が途絶えかねなくて、先ほど田川児童相談所とのこともありますけれども、他機関からの情報が途絶えかねないおそれがあり、また要保護児童連絡協議会につきましては、協議会の組織、また運営に関しては協議会が定めると。これは、児童福祉法第25条の4で規定されているため、協議会の結論が出る前に協議会の運用に関する事務を進めることはできないというふうに考えております。

○城丸委員

今度は提案議員のほうにちょっと聞きたいと思っておりますけど、この要対協の代表者会議にも、行かれたと。そういう中で、条例との関係で、何か率直なご意見がありますか。

○江口委員

まず情報の共有についてなんですが、田川児童相談所から、市が条例が制定されたら、情報提供が途絶えかねない、児相から市への情報提供が途絶えかねないという懸念があるという今お話がございました。その点に関しましては、どのような情報を共有するのかというものをきちんとガイドラインをつくって運用することで解決するとは思っています。私どもが、なぜこれをつくろうというふうな形でお話しさせていただいたのかは、要対協宛ての文書の中にも書いてありますが、きちんと通告をした方から情報を継続的にいただくためにはどうするかといったためであります。その点についても、要対協の代表者会議の中でもお話がありました。確かにください、くださいというのは簡単なんですけど、現実的なことを考えると、一方的な情報提供というのはあり得ないですね。やはり継続的にやるためにも、きちんと情報を出すことが肝要であるというお話がありました。あわせて、ある方は次のようにお話されています。目黒の結愛ちゃんの事件ですね。目黒の事件においても、関係機関と家庭はつながっていたと。だけれども救えなかったんだと。けれど、この家庭は社会とはつながっていなかったんだと。今回の条例については、その社会とのつながりをつくる、そういった意味があるというお話がありました。その社会とつながるといって一つは、やっぱりこういった情報共有のあり方であると思っています。例示として1つあげています。今回の目黒のケースが、もし通告者がおられて、通告者が次のように言ったらどうなるのか。あの家庭いつも3人で外出するんだけど、外出した後、誰もいないはずの部屋から子どもの泣き声が聞こえるんだというふうな通告があったとします。それで行きました。それで確認をしたかもしれません。ああ、行ってくれたんだねとって、通告があったら対処するので対処したとしますね。当然のことながら通告があったら、情報ありがとうございます。では、私どものほうで確認しますと言って、確認作業をします。その後です。また同様なケースが繰り返された場合、そのときに、あれ、この前ちゃ

んと通告したんだけど、どうなんだろうと。それから、そこに至るまでの過程の中で、いや、あそこたしか4人家族じゃないかというのを周りから通告者が聞かれたとします。そのことを、市のほうに確認をする。いや、この前通告したケースなんだけど、また同じようなことがあるんだと。私は近くの方から、あそこ4人家族だったと思うよという話を聞いたと。どうなのというお話を聞かれるとする。そのことに関しては、今は情報提供ができないと言われてます。だけれども、この状況の中では、私はきちんと市として意思確認をした後でになるかとは思いますが、いや、この家庭は4人家族なんです。同じようなケースがありましたら、ぜひすぐに知らせてください。そういったお話をすべきだと思っています。

また、通告者が親族であるケースがあるかと思えます。例えば、私の子どもは小さいですけど、大きくなって家庭を持ったと。家庭を持ったんだけど、残念ながらその後、私の孫に対して、どうやらちょっと孫の様子がおかしいと。子どもに言ってもどうも変わらない。なので、思い悩んだあげくに市に連絡をする、通告をするケースがあると思っています。そのときに、心配なおじいちゃんに対して、皆さん方は一切の情報は出さない。その中で、通告者ときちんとした関係が築けられるのか。もしくは、そのことが役所が対処するんだと。僕らは通告したんだけど、おじいちゃんのケースがそうならないと思いますが、近所の方とかは、役所が対処するんだからもういやと何度言ってもどうなっているか教えてくれないしね。もう任せておこうとなりはしないかと思うんです。そうならないように、実際の現場ではそうならないように情報提供するケースがあると聞いています。

今回この情報共有の仕組みをつくったのは、何もこれは要対協の委員さんが全ての方々、ないしそういった方々が、ぼろぼろしゃべっていいですよという話はありません。ここでつくっているのは、あくまでも市が情報を共有することができるというふうな規定です。なおかつ要対協宛てのペーパーにも書いてありますが、そこに関して、どういった情報を出していいのかどうかしっかり検討した上で、ガイドラインをつくった上で、対応すべきであると私どもは考えています。子どもの命を守るときに、確かに厚労省の虐待防止の手引きには、情報を出してはいけないと書いてありますが、これは技術的指針です。飯塚市としてどうするのか。最低限の情報、先方さんときちんと会話できるような情報に関して、私は出すべきだと思っていますし、出して構わないと思っています。ただそれが組織としてなされないと、それこそ何でもかんでも出ていくような形になりかねませんので、それに関しては、市として、例えば施行規則であるとかガイドラインとかを定めた上で、やっていただければいいかと思っています。これは現場がやりやすいようにという工夫です。これがない中で情報提供したとすると、その職員は職務命令違反になります。子どものためにと考えてやる仕事が職務命令違反になる。そういったことにならないように、12条2項に関してはつくらせていただきました。ぜひそのことをご理解いただけましたらと思っています。また、この提供する情報によっては、それはセーフなのではないかということは、先日、ある会議の中で弁護士の方も言われた部分がありました。

あと、その要対協の組織運営が第25条4項に定められているので、協議会の事務が進められないというお話がありました。ただ、要対協に関して、条例で定めているケースはいっぱいあります。今回も要対協の代表者会議の中で、この条例ができると、今ある要対協が解散となるので空白期間が生じるというお話がありました。空白期間が生じるので支障来すというお話がありました。ただし、その点については、同じ要対協の代表者会議の中で、別な委員が、それは行政の工夫で幾らでも空白期間は解消できますよねというお話がございました。私も同様に思っています。今回私どもは、提案の中では10月1日というふうな形で提案をさせていただいておりますが、もし早期に可決成立をした場合には、10月1日に向けて、その人選を進め、10月1日に9月30日までは現在の要対協。10月1日からは次の要対協というふうな形にすっと移行できるような形であれば、それに関しては支障は来たさないと考えておりま

すし、例えばこれが、まだまだ審議が必要だということで、10月1日までに間に合わないケースになれば、それはそれに合わせて施行日をおくらせる、ないし経過規定等をつくる、そういったことで解消できると私どもは考えております。

○城丸委員

それでは、今度は執行部のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、今、情報共有の部分で施行規則で定めてはどうかみたいな意見がありましたけど、市は、詳細なそういう施行規則によるルールみたいなものをつくることができますか。

○子育て支援課長

市としましては、情報共有につきましては、要対協の中でのみできるものと理解しております。仮に通告者との情報共有を行うこととなれば、反対に市に対して関係機関から、先ほどの繰り返しになりますけども、情報提供が途絶えかねないおそれがあります。従来より一貫して通告者との情報共有は市としては難しいというふうに考えておりますので、詳細について施行規則で規定することはできないのではないかとこのように考えております。

○城丸委員

そういう通告者に対する情報を流すというのは、提案者が例え話でやられたのはよくわかりますけど、やっぱり、みんなが善意の人じゃないということだけは前提に置かないといけないと思うんです、私は、こういうのは。今の例に出されたのは、善意の人ばかりですね。善人ですよ。ただ、こういうのは、やっぱり非常にデリケートな問題なので、そういう悪意とは言いませんけど、善意の人ばかりじゃないということは、もう絶対頭に置いてつくらないとだめと思うんです。その辺のちょっと見解は分かれるかなと思いますけど。

次に、提案者にお聞きしたいと思います。7月20日の緊急対策、これと条例の整合性、これについてちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○江口委員

7月20日の国の対策と条例の整合性というふうな形についての質問ですが、何もこの条例との整合性において問題があるとは私どもは判断をしておりません、ということでございます。

○城丸委員

最後になりますけど、今こういう児童虐待をなくす方法として言われているのが、そういう児相の権限拡大ですか、それと増員ですね、児相の増員。今度も児童福祉司を2千人ふやすとか、そういうのを緊急対策の中で出たようですけど、それと警察がすぐ動けるようにやるとか、そういうので、それと児童虐待に対する罰則というか、罪を重くするというようなことが非常に、これから先、大事になってくるんじゃないかということをよく聞きますけど、その辺がこの条例でどういうふうに強化されているんだろうかと。どういうふうに生かされているんだろうかというふうに非常に疑問に思うんですね。というのが、この条例ができてから果たしてその児童虐待に対して抑止になるのかと。ただ、市民に対して、国民の義務を市民の義務に置きかえるというか、国民の義務をまた市民の義務ですと、通告に関してあたりは、してるあたりはもう再自覚を促すということでは、私は効果があると思うんですけど、その内容まで入っていくのに、そこの今言われた4点、これから先の4点でどういうふうにこの条例がカバーしていくのかなと思いますけど。その辺提案者、どうですか。わかりますかね、意味が。

○江口委員

児相の権限拡大であったり、増員、また罰則を重くする等々に関しては、条例に関しては全く触っておりません。なぜならば、児相の分に関しましては、私ども市町村の範囲ではないからであります。また罰則に関しても、法で定めるべきでありますので、全くそこに関しては、この条例とは関連がございません。ただ、この条例が抑止になるのかというお話がございました。私はこの条例は抑止になると考えておりますし、防止に役立つと考えて、私どもはこの条例を提案させていただきました。1点言わせていただくと、支援に関して、ある程度書き込ん

でおります。衣食住、そして教育に関しては特に配慮をしなくてはならないと書き込みをさせていただきます。時々お話させていただきますが、ごみ屋敷については、現状はひとり親家庭であったり、生活保護の家庭である等に関しては、幾らか支援をしていただいているようではありますが、そうではない家庭に関しては残念ながら、訪問してアドバイスをするのだけれど、現実としてそのゴミ屋敷片づけるというところに関しては、支援ができていない状況にあります。私どもはこういった点に関して、きちんとそれは対処すべきだと思っており、条例に書き込ませていただきました。そういった形をする中で、やはり困り事のある家庭に対し、その困り事を解消する支援を的確に届けることで、よりハードなケースにいくことなく、子ども、そして保護者を救えるのではないかと考えています。残念ながら、この条例を提案に至った経緯は、飯塚病院において、やはり子どもたちが厳しい目に遭っておられる。飯塚病院さんが言われたのはこの病院に来る前に何とかしたい。また、不幸にしてきた子どもに対しても、その後をきちんとつなげられるような支援が必要であるということでもあります。そういった支援に関して、この条例は十分効果を発揮できるものであると思えますし、関係機関、そしてまた市民等に対しても、これこれこうしたらこうなるとか、そういったことを知っていただくよい機会でもありますし、それぞれの各関係機関がどうやったらいいのか、そういったものを理解して、そうやって動いていただくよい機会になるかと思っております。

○副委員長

ほかにありませんか。

○永末委員

前回といいますか開会中の委員会のほうで、提案された内容を審議させていただきまして、まずは要対協のほうにしっかりと意見を聞いていただかないことにはちょっと判断はできかねるということで、継続のほうで今、審議をしている状況なんです。実際今回、その要対協で話した内容がいろいろとあっていまして、一読する限りでは本当にさまざまな意見があるようですので、一概にどうだというふうなことは、なかなかこう、その中では出ないなということで、ちょっと感想を抱いていますけれども。その後、ちょっと時間もたちましたので、またちょっと疑問点等が出てきてますんで、その分を含めまして少し質問をさせていただきます。

まず条例の審議ですので、当然条例の中身について、いろいろと入っていくのは当然必要なことではあるんですが、そもそもやはりこの条例自体をなぜ策定するのかという部分がまずもって、非常に大事だと思っております。目黒の事件があまりにちょっと衝撃的でしたので、もう本当に私も新聞等で見まして、本当に心を痛めておりますけれども、ただ一方で、やはり私たちが考えなくちゃいけないのは現状を、飯塚市で行なわれている虐待があるのかないのか、そういったものをしっかりと把握して、それを減らせるための方策を考えていくべきだと思っております。ちょっと前置き長くなりましたけれども、提案議員のほうにちょっとお聞きしたいんですが、今回、条例を上程されるに当たりまして、実際の飯塚市で起こっている虐待等の状況等について、どの程度調査のほうをされておりますでしょうか。

○江口委員

残念ながら私どもが把握できる情報はわずかでありまして。ただその中においても、要対協の代表者会議宛てに出したペーパーの中にも最初に書いておりますが、現状認識として私どもがつかんでいるのは、26年度の児童虐待相談件数が20件、38人。これは市が出されている資料に基づく数字でありまして、20件、38人だったのに対し、28年度は28件、50人と件数、人数ともに大きくふえている現状がございます。件数で言うと40%の増加になります。また、被害児童の約4割がゼロ歳から3歳と書いておりました。またあわせて、県の児童相談所の年報を見ても、飯塚市内の相談件数は26年度の児童虐待相談件数が、58件だったのに対し、28年度は152件と大きくふえている現状がございます。

○永末委員

ありがとうございます。そういった状況を見られて、それが一つの要因となって、今回の提案に至っているのかなと思うんですが、市のほうにお聞きしたいと思いますが、今、江口委員のほうからも、26年度、28年度の相談件数でありますとか、虐待事例について紹介いただいたんですが、実際に市として把握されておる件数、28年度より最新の部分もまだあるかなと思いますので、29年度ぐらいまで出るんでしょうか。ありましたらまずちょっとそこをお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

平成29年度、こちらは35件、56人となっております。28年度は先ほど江口委員が申しあげましたように、28件の50人。27年度、こちらが22件の37人というふうになっております。相談件数、こちらにつきましては、29年度147件の延べ件数が2102件。28年度、こちらが162件、延べ件数が2459件。27年度が175件、延べ件数が1969件となっております。

○永末委員

あと、今虐待の件数とその人と相談件数という部分があったんですが、虐待も恐らく程度の差がいろいろあるかと思うんですが、何人、何家族というのは、要保護児童もしくは要支援児童というふうに分けられておるのか。それぞれ、例えばランク別の件数でありますとか、平均の継続年数、一番長くそういったのを継続されている方とかがわかるのであれば、教えていただきたいんですけど。

○子育て支援課長

申しわけございません。現在、先ほど申しあげました件数のみの把握となっております。29年で35件の56ケースです。実人数として56人。世帯数として35世帯、56人ということになっております。

○永末委員

ちょっとそこまでということなんですけど、実際に把握される上で、今言われたその35件、56人というのを、単に虐待の事例として把握しておるのか、それとも緊急性の度合いといいますか、保護の手当てをする高さの違いとかで、実際、行政的な認識の仕方として、それを分けて認識されておるんでしょうか。

○子育て支援課長

現在、こちらの35件、56人にはアセスメントシート、特AからAケース、Bケース、Cケースと4段階に分けて把握しております。（発言する者あり）すみません、先ほどの35件が、身体的虐待が17件の23人。性的虐待、こちらは平成29年度はございませんでした。心理的虐待、こちらは7件の計14人。ネグレクト、保護者の対応拒否とかが11件の19人となっております。アセスメントシートの中の特A、これは最重要度、生命の危機がありうる。あとAケースとしまして、重要度、すぐには生命の危険はないと考えるケース、Bケース、こちらは中度、今入院を要するほどの解消や栄養障がいではないが、長期的に見る必要がある。Cランクとしまして、軽度、実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感がある。こういったことで4段階に分けております。

○永末委員

すみません。今口頭でいろいろ説明いただいたんですけど、ちょっと口頭だと認識できづらい部分もありますので、今言われたようなところを、例えば過去3年、5年ぐらいでも構いませんけれども、推移のほうとか、ぜひ資料としていただきたいんですよ。今のアセスメントですかね、アセスメントのケースとして、何かいろいろ区分けを答弁されましたけど、そのあたりの部分の説明とかも踏まえて、資料をいただきたいと思いますが、お取り計らいいただけますでしょうか。

○副委員長

執行部にお尋ねします。ただいま永末委員から要求がっております資料は提出はできますか。

○子育て支援課長

今申しましたアセスメントシート、こちらのほうを次回の委員会のほうで提出させていただきたいと考えております。

○副委員長

お諮りいたします。ただいま、永末委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に次回、資料の提出を求めます。

○永末委員

すみません、あと少しだけ続けさせていただきます。あと、要対協のほうのこの前の会議の中身を見ましても、大体意見が集中しているかと思うんですけど、まず一つに、12条ですね。先ほどからもずっと質問のほうがあっていましたが、この部分でかなり、この条文で大丈夫なのかというふうな意見が出ていたようですが、すみません、これちょっと江口委員のほうにお聞きしたいんですが、この12条の1項につきまして、県が指定する拠点病院との適切な共有というふうな文言があるんですけど、すみません、もしかしたら説明があっていたら申しわけないんですが、この病院というのは具体的にどの病院でありますでしょうか。

○江口委員

筑豊地区においては飯塚病院が拠点病院として指定されております。

○永末委員

飯塚病院ということですが、これはなかなかその児童相談所、警察、先ほど答弁もあっていましたが、警察と児童相談所と桂川町ですかね、そういったところとの連携は行っているということでしたけれども、この飯塚病院というのは、今、先ほどの市の答弁からは入ってありませんでした。ここに関してやはり医療現場として、情報が上がってくるので情報共有というのをやっていったらどうかというふうな提案趣旨かと思っておるんですが、ちょっと江口委員のほうにお聞きしたいのが、要対協のメンバーとして飯塚病院というのはかかわられているんじゃないかと思うんですけど、その要対協の中での情報共有ということでは不足しておるということでの提案ということなんでしょうか。

○江口委員

飯塚病院に関しましては、昨年11月に締結された協定の中にも含まれております。自治体3つ、飯塚市、嘉麻市、桂川町、それと児童相談所そして警察、そして飯塚病院だったかと思っております。これをなぜ入れたかということなんですが、もちろん要保護児童連絡協議会の中に飯塚病院は機関参加をされておられます。ただ児童相談所並びに警察の情報共有と同様に、県がこの地域において医療機関の拠点として指定している分でございますので、適切な情報共有に努めるというような形で書いておりますが、その情報共有の形は一要対協の委員というか、関係機関と多少違う形で、もう少し厳密な形で情報共有をやるべきだと考え、このように規定をしております。拠点病院が入っているケースはございませんが、児童相談所並びに警察との情報共有に努めるという、他の自治体の条例があるのは、条例比較表の中でもたしか例示をしておりましたが、それに今回私どもは拠点病院を含めて適切な共有に努めていただきたいということで提案をさせていただいております。

○永末委員

すみません、私の認識不足で。もともと協定のほうに飯塚病院のほうも入っておるということでした。今、答弁のほうにありましたけど、であるならば、要対協のメンバーにも入っていらっしゃる、飯塚病院のほうか。加えて、実際にそういった協定も結んであるということであ

れば、ここに今の提案議員のお話からすると、載せることで、さらなる情報の共有というふうな趣旨で答弁されたのかなというふうには受け取っているんですけども。ただしっかりと、現時点においてその情報共有ができておるのかなというふうには感じました。あと、続きまして2項についてです。この情報共有について、先ほどもあったんですけど、市のほうの答弁からしますと児相からは、情報が取りにくくなるというふうなこと。一方で江口委員のほうからは、そこはガイドラインの整備、施行規則の整備で対応すれば何とかなるんじゃないかというふうなことだったんですけど、現状をまずちょっと教えていただきたいんですけど、ここについて、今現時点、市のほうが、そういうふうな通報者のほうから情報求められた際に、どの程度まで、どういった内容で話をされているのでしょうか。

○子育て支援課長

通告者との情報共有、こちらにつきましては、現在のところ、申し出というか、情報共有の話があっていませんけれども、市が現状として対応するとすれば、適切に対応しておりますという回答しか通告者にはできないと考えております。

○永末委員

仮に今あってないけども、もしあったとすれば、適切に対応しておりますというふうな部分は回答しますというふうなことでよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

そういった回答にはなりません。

○永末委員

児童相談所に対して、この条例案を示されたときに、児童相談所は今言われたような部分、市がもし仮に答えるとすればそういうふうには答えますよと言った部分でさえ、児相としては認めていないんですか。現状として。

○子育て支援課長

最低限、児童相談所につきましては、現在ところ情報については、出すとしても適切に対処していますということ――。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 57

再 開 11 : 09

委員会を再開します。

○子育て支援課長

情報の共有につきまして、施行以降、児相からは情報の共有ができないと、一切情報の共有できないと、また、通告者に対しても出さないというふうにお聞きしております。

○永末委員

江口委員のほうにお聞きしたいんですけども、今、市のほうとしては、通報者のほうから、そういったことを教えてほしいというふうな事例はないけれども、もしあったとすれば適切に対応していますというふうな回答をするということなんですが、この12条の2項のほうで、提案議員のほうで考えられている共有したい情報というのは、どういった情報になるのでしょうか。

○江口委員

先ほど事例で申しましたが、目黒の事件のときに、家族構成ですね、何人家族かというお話が聞かれたならば、それに関しては答えるべきであると思っています。ただし、当然のことながら、その家族構成の細かな部分ですね、1人目、亡くなった子どもともう1人、たしか弟がおられたかと思いますが、そこはちょっと立場が違うということに関しては、お話しすべきではないと思っています。そういったことに関しては、情報共有すべきだと思っています。そ

のことが命を救うために必要なのであればやるべきだとは思っています。あわせて、再度繰り返しますが、この規定はあくまでも市が情報を取捨選択をして、情報の共有ができるようにというふうな形でつくった規定であります。何もこの規定があるからといって、通告をした方に対して、情報を求める権利を与えるものではありません。当然のことながらまた、先ほど指摘がありました、通告をした方の全てが善人ではないことはそのとおりであるかと思えます。ですので、それも含めて、市のほうできちんと判断をして、取捨選択をすべきであると思っています。当然のことながら、例えば電話がかかってきて、その電話に電話だけでぼんと答えるというのは、当然すべきではないと思っています。

○永末委員

となりますと、今具体的な家族構成というふうな部分は考えるべきじゃないかというふうなことだったと思うんですけど、行政として適切に対応していますよというふうな回答では、ちょっと足りないというふうに考えているということでしょうか。

○江口委員

家族構成を聞かれたからといって、全て答えるわけではありません。ただその話をする中で、やはり通告をした方が、再度、再々度連絡をする中で、例えば、やはり3人が外出するんだけど、あれっ、4人家族ではないのかという話を聞いたと。そこはやっぱり確かめるんだと思うんです、普通、通告された方は疑問に思われたら。その疑問に関してはきちんとお答えすることが、通告をされた方の信頼関係をつくり、さらなる情報が入手しやすくなることだと思っておりますし、その点については私だけではなくて、現実に現場でやられた方も同じように言われた方もおられます。そういったお話も聞いておりますので、させていただきたいと思っておりますということです。ちょっとわかりづらいかと思いますが。

○永末委員

次に要対協について聞かせていただきます。いろいろと言われている部分でもあるんですけど、条文数でいくと29条ですね。この分からすると、今、比較表を見ているんですけど、比較表の29条、市の取り組みとしましては、要綱のほうの第3条というところと今提案されている条例の29条というのが、比較表で比較されているわけですけども、見てのとおり要綱に関しては、具体的に機関名があがっており、その職員の方等が出てくるということですが、今提案されている分については、この全てが推薦する者、市職員、29条2項の7号と8号は違いますが、1号から6号までについては、推薦するものというふうな感じになっておるわけですけども、この部分に関して、市として実際に推薦するわけですから、その機関が推薦するということですので、ちょっと出てくる方というのが掴みづらくなる部分があるかと思うんですけど、ここに関して、市としてはこの条例案、どのように考えられていますでしょうか。

○子育て支援課長

条例29条の代表者会議の構成員につきまして、こちらは先ほど申されましたように、(1)から(6)までは推薦する者となっております。この推薦する者の中で、今明確な組織でできるのは、例えば医療機関に関する団体、そちらのほうは、飯塚市医師会がありますのでそちらのほうになるのかなとは思いますが、その他は具体的にどのような団体が推薦母体になるかというのは、現在のところは不明であります。ほかから推薦を受ける、誰かから推薦を受けるのか、またその団体が推薦者として適当であるかについて検証する必要があると考えております。特に子育て支援団体、こちらに関するとなれば、先ほど質問にありましたように、その組織形態、活動もさまざまでございますので、現在(1)から(6)について全て推薦する者とありますけれども、通常この団体だと、所属する人物だけでなく外部の人物を推薦することが可能であります。そういったことでも現在の要保護児童連絡協議会で、児童の保護、特に直接かかわる関係機関、実労機関の関係者で構成されるべきではないかと考えております。

○永末委員

すみません、最後にします。今市のほうからは、この条例に関して2点の部分で少しちょっと問題というふうに捉えているということかと思いました。まず1点が推薦する団体というのがそもそも存在しないといえますか、あるけども1つに大きくまとまりきれてないという部分。それと推薦するという事なので、実際にその推薦された方が、どういった方なのかという部分の担保がとりづらいというふうなところだと思うんですけど、提案議員にお聞きしますけど、この2点について、どのように考えられておりますでしょうか。

○江口委員

ここの部分に関しましては、子育て支援課さんとも事前にお話をした上で書かせていただきました。5号、6号、子育て支援団体が推薦する者ないし、市議会が推薦する者に関しましては私どもが独自に書きましたが、それ以外につきましては、現行の方々がきちんと入れるようにするためにはどういった規定が良いかというお話をお聞きいたしました。現行の要綱では、具体的に機関名がきちんと書かれておりますが、例えばこれが条例になると、条例に各機関名を書くとなると、例えば、田川児童相談所が筑豊児童相談所に名前が変わったら、これは当然のことながら条例改正が必要になります。またあわせて、また新しく団体等を追加したいと思っても、そういった部分では支障が出てきますので、大きく括った事例がありましたので、こういった書き方ではどうかというご相談をした上で、子どもの福祉に関する団体が推薦する者等々というふうな書き方でさせていただきました。この書き方にすることで、今は入っていないんだけど、この方々は必要だよと思われる方々も拾えるようにしております。また、そういった意味でこの推薦する者というような形で書いたほうがよいと私どもは考えました。子育て支援団体についてなんですけれど、取りまとめ団体がない、そのとおりのかもしれません。また担保が取りづらい、どういった方が出てくるのかがわからないということがございました。それはそれぞれについて、子育て支援団体だけではなくて、1号から4号についても同様かもしれません。しかしながら、それぞれの団体がある意味信用しながら、どういった方々が出てくるのか、それをしっかり確認をした上で、市長が委嘱または任命する形としております。子育て支援団体が推薦する者、これをどうするのか。要保護児童連絡協議会の会議の中でも、これ選出をどうするのかという意見がありましたが、ある委員さんは、ではここに団体をつくっていただいて、そこで選出していただくというお話も出されましたし、また例えば、子育て支援団体、自分たちが子育て支援団体と思われるところがあれば、本当に自分たちの中で、この人をしっかり虐待に関しては入れたほうがよいよねと思う方があれば推薦してください。全て入れるわけではありませんが、その中で確実に1名以上は入れましょうというような形で市のほうで出てきた方々に関して検討すればよいのではないかと考えており、今言われたような取りまとめ団体が存在しないこと、ないし担保がとりづらいことに関してはクリアできると考えております。

○永末委員

こういった形に変えられたということの意味はわかりました。もう最後にしますけど、1つちょっと思うのが、10月1日施行ということで上程されていますけれども、例えば提案議員のほうも認められたように、子育て支援団体というのは、今、実際うまく組織されてないということで、そのあたりというのは、本当に定めていくのであれば、しっかりと詰めていく必要があるかと思えます。こういった方法もあるというふうな提案はありますが、実際に行政として動かす上には、やはりその支援団体というのを本当にその10月1日から施行させたいのであれば、そこを早急にまとめ上げる必要もあるかと思えますので、その部分ちょっと残りの時間等々も考えながら、検討すべきではないかなということで意見を申し述べさせていただきます。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:23

再 開 12:59

委員会を再開いたします。本案につきましては、要求資料の提出を受けるなど、引き続き慎重に審査する必要がありますので、委員長としましては、継続審査とすべきであると考えております。

お諮りいたします。「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について、継続審査とすることに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:00

再 開 13:00

○委員長

委員会を再開いたします。次に、「保育行政について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

提出しております資料についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。「市内の居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3号のみ）、その利用状況、未利用児童（人）」についてご説明いたします。平成30年度8月1日現在の状況を記載しております。入所児童数は入所の辞退や広域入所等の関係で若干入所数が変わる場合がございます。上段に保育施設支給認定者数が3566人、中段に入所者数3478人、下段に施設未利用者数88人となっております。未利用者88人の内訳としまして、指定園のみ希望者27名、届出保育施設利用者4名、求職中4名、育児休暇延長者3名、幼稚園利用者1名、実質待機児童49名となっております。

資料2ページをお願いします。「各年齢別の保育事業利用率」について2ページに公立施設、私立こども園、3ページに私立保育園の各施設の年齢階層ごとの入所定数及び入所児童数、定数に対する利用率を記載しております。公私立施設全体の利用率は99.8%となっております。内訳としまして、公立施設の利用率は94.1%、私立こども園の利用率は102.9%、私立施設の利用率は101.2%となっております。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。「各園の現状と希望申込状況（年齢別、第3希望まで）と未利用児童の年齢別の数の現在の状況」についてご説明いたします。未利用児童88人の入所希望施設の申し込み施設について、第1希望施設から第3希望施設までを記載しております。

次に資料5ページをお願いします。「平成30年度未利用児童一覧」についてご説明いたします。資料5ページから6ページにかけて、未利用児童となっている88人の年齢、性別、加算認定項目、利用認定指数の合計、入所希望施設を第1希望から第4希望まで記載しております。

次に、資料8ページをお願いします。8ページから15ページにかけての「保育所、こども園定員及び入所状況・保育士定数及び配置状況」についてご説明いたします。この資料は平成30年7月1日現在の数値を記載しております。8ページに公立保育所4施設の状況を記載しております。公立保育所の利用定員に対する保育士不足数は代替職員を含め9人となっております。9ページに公立認定こども園2施設を記載しております。利用定員に対する保育士不足

数は庄内こども園ゼロ歳児担当が3名不足しております。10ページから14ページにかけて、私立保育所22施設の状況を記載しております。私立保育所の利用定員に対する保育士不足数は20名となっております。15ページには私立認定こども園5施設の状況を記載しております。私立認定こども園の利用定員に対する保育士不足は、現在のところございません。

続きまして、資料16ページ、保育士貸付金事業の申請状況についてご説明いたします。飯塚市保育士修学資金貸付金につきましては、7月31日現在の申込者は23名となっております。学年別では1年生17名、2年生6名となっております。学校別では近畿大学九州短期大学17名、九州女子短大2名、中村短大1名、大原保育医療福祉専門学校が1名、福岡こども専門学校が1名、福岡女学院大学が1名となっております。

飯塚市保育士生活資金貸付金につきましては、7月31日現在の申込者は11名となっております。30年採用が5名、29年採用が5名、28年度採用が1名となっております。

保育士就職緊急支援金につきましては、申込者数は現在のところ15名となっております。わかみず保育園2名、あさひ保育園1名、潤野保育園4名、常葉保育園1名、枝国保育園2名、ひかる保育園3名、つばみ保育園2名となっております。緊急支援金につきましては、就職支援15名、転居支援1名となっております。

資料はございませんが、「合同就職面談会」、「災害発生に伴う公立保育所・こども園における休日一時預かり」、「公立保育所の延長保育事業」について報告いたします。合同就職面談会につきましては、6月30日に飯塚市役所本庁1階多目的ホールにおいて、「2018飯塚市私立保育園、こども園、幼稚園合同就職面談会」を開催いたしました。市内保育所等を運営する17法人26園が各面談ブースを設け、保育士を目指す学生や潜在保育士に対して、保育所の説明を行うなどして、面談を行いました。当日は、大雨警報が発令していたにもかかわらず、市内外から20名の参加があり、各園のブースを回って、熱心に話を聞いていました。この面談会は昨年度から実施しており、昨年度は27名の参加がっております。その参加者27名のうち8法人で13名の採用がっております。今後も飯塚市保育協会、飯塚市幼稚園連盟と協力して面談会を実施していきたいと考えております。

続きまして、災害発生に伴う公立保育所・こども園における休日一時預かりについて、平成30年7月5日からの大雨で自宅が床下浸水以上の被害を受けられた方を対象に、就学前児童の休日一時預かりを公立保育所2施設、公立こども園2施設、計4施設で、7月15日から7月29日までの日祝日の4日間、8時30分から17時まで開所いたしました。利用状況は颯田こども園の1園であり、4日間で延べ8名の利用がっております。

最後になりますが、公立保育所の延長保育事業について、昨年度より公立保育所の延長保育の実施を検討しており、それに伴う保育所の開所時間を現在の7時30分から18時までの10時間30分の開所を7時から18時までの11時間開所にする必要がありますので、この条例改正を9月議会で上程する準備を進めております。延長保育としましては、18時から19時までの1時間を予定しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

さっきの保育士の不足、現状の不足をもう1回ちょっと教えてください。

○子育て支援課長

資料8ページをお願いいたします。公立保育所4施設につきましては、公立保育所の利用定員に対する保育士不足数、代替職員を含めまして9名となっております。これは資料の⑩の欄になります。⑩のトータル数になります。（発言する者あり）菟田保育所がプラス2、楽市保育所がマイナス4、平恒保育所がマイナス1、筑穂保育所がマイナス6、庄内こども園がマイ

ナス2、穎田こども園はプラスマイナスゼロとなっております。

○委員長

⑪じゃなくて⑫でしょう。⑪は定員比率ですよ。（発言する者あり）

○子育て支援課長

現状は、こちらの資料のその下の⑫の欄が現状、ただいまの入所児童数に対しての保育士数になります。菰田保育所がプラス2、楽市保育所がマイナス1、あと平恒保育所、筑穂保育所、プラスマイナスゼロ。庄内こども園がプラス2、穎田こども園はプラスマイナスゼロとなっております。この楽市保育所の現在、利用者数のマイナス1につきましては、パート職員で対応しております。

○委員長

パートは、それじゃあ、この表に入っていないということですか。

○子育て支援課長

パート職員については、この表には入ってございません。

○委員長

私立はどうですか。

○子育て支援課長

利用定員に対する不足数は、明星保育園でいいますと、⑪のマイナス2、あじさい保育園はプラス4、あさひ保育園はプラス5、ひかる保育園はプラス6となっております。マイナスだけ申しますと、わかみず保育園はマイナス1、なのはな保育園がマイナス1、たけのこ保育園がマイナス6、津原たんぼぼ保育園がマイナス2、あいだつくしんぼ保育園が、利用定数に対する保育士不足数はマイナス8となっております。

○委員長

合計で、どのくらいですかね。

○子育て支援課長

合計で不足数は20名となっております。（発言する者あり）入所児童数に対する不足数は9名となっております。その下の⑫につきましては、こちらは現在、入所数に対しての保育士不足数ということで、マイナスでいいますと、なのはな保育園、たけのこ保育園、つはらたんぼぼ保育園、あいだつくしんぼ保育園となっております。

○委員長

マイナスだけの合計。7名でしょう。

○子育て支援課長

利用数に対する不足数は7名となっております。

○兼本委員

最初の1ページで、実質待機児童49名というふうに報告いただきました。今、その7名、結局、不足している保育士さんがいれば、この待機児童はいなくなるんですか。

○子育て支援課長

今の例えば公立保育所でいいますマイナス1名と、私立保育所7名、こちらについては、今、入所児童数に対する定員ではなく入所児童数に対する不足数になります。この分は公立の場合であると、短時間の職員で対応しております。今こちらに記載しているのは、常勤の保育士。常時勤務で6時間以上20日間勤務の保育士の数を記載しております。（発言する者あり）すみません、定員を超える申し込みがありますので、この7名が確保できたとしても、即、解消にはつながらないということです。

○兼本委員

そうすると、49名は定員以上に募集があった分と、保育士さんが足りないので入所できなかった子どもたちの合計ということでよろしいですか。

○子育て支援課長

はい。そのとおりでございます。

○兼本委員

それとあと、もう一つ幼稚園の利用中の方が1名いらっしゃいますが、これは例えば、認定はもらっているんだけど、保育所に入れなくて、今幼稚園のほうで行かれているということなんでしょうか。

○子育て支援課長

今こちらに数字があがっている分につきましては、支給認定を受けている児童ということになります。

○委員長

だから、そのとおりですよ。

○兼本委員

この支給認定を受けてある方は、そしたら幼稚園では、何というんでしょう、幼稚園を利用するときは、保育所と同じような扱いをされるんですか。時間とか、お金とか。

○子育て支援課長

こちらの幼稚園につきましては、園独自の利用料という保護者負担ということになります。

○兼本委員

そうすると幼稚園利用中という方は今1名ですけれども、毎年だいたいどのくらいいるんですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。はっきりした数は、現在わからないんですけども、数名、幼稚園利用者はいらっしゃいます。

○兼本委員

そうすると、幼稚園利用者に関しては、幼稚園独自のという話ですが、私たちの、待機児童解消するために幼稚園が預かってくれているというふうに私は認識しているんですが、そういったところに対しての補助とか、そういったものというのはお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

幼稚園につきましては、今、市内幼稚園が6園ございます。その中で、給付型の幼稚園が2園ございます。従来型の幼稚園が4園ということでございます。給付型の幼稚園につきましては、例えば一時預かり、9時から例えば3時までが預かり時間としたら、3時から6時までが一時預かりとした場合は、補助の対象になっておりますので、そこについては補助対象となっております。従来型につきましては、こちらは県の私学振興課のほうで、そういった一時預かり事業がございまして、そちらのほうを補助対象をしていくということです。

○兼本委員

それは例えば2歳児とかでもそうなんですか。

○子育て支援課長

これは3歳以上ということになります。

○兼本委員

先ほどの表に出ていた未利用児の1人という方は、3歳児以上の方なんですか。

○子育て支援課長

はい、3歳以上ということでございます。

○兼本委員

例えば、補助がない2歳児、幼稚園でも預かることは可能なんですか。

○子育て支援課長

2歳児の預かりにつきましては、基本的に幼稚園の一時預かりにつきましては、従来、昨年

までは、一時預かり事業幼稚園型Ⅰという形と、今年度から新たに始まりました、一時預かり事業幼稚園型Ⅱというのがございます。幼稚園につきましては、満3歳以上から就学前までというのがありますので、こちらの幼稚園型Ⅰにつきましては対象にはなりません。あくまでも満3歳児以上が対象ということでやっております。今年度から幼稚園型Ⅱというのが発足しております。新たな事業ということです。こちらにつきましては、支給認定を受けた児童に対して、2歳児の受け入れについて対象としております。これについては、今年度から始まった事業ということで、まだ飯塚市のほうでは実施してはおりませんが、こういった事業が始まっております。

○兼本委員

今の幼稚園型Ⅱというのは、給付型はもらえるのか、例えば先ほど言われた今まで従来型はもらえないとかそういうのはあるんですか。

○子育て支援課長

こちらのほうには、新制度移行幼稚園及び私学助成園、どちらも対象となります。ただし認定こども園は対象外というふうになっております。

○兼本委員

認定こども園以外は全部いいんですか。

○子育て支援課長

対象となっております。

○兼本委員

その幼稚園型Ⅱというのは、どのような内容になるのでしょうか。

○子育て支援課長

基本的に幼稚園に入園できるのは、先ほど申しましたように満3歳からとなっておりますけれども、市のほうで支給認定を行った2歳児に対しまして、現在、待機児童としてあがっている児童に対しまして、1日8時間の受け入れ、これはあくまでも国の基準なんですけれども、1日8時間の受け入れで、1人当たり日額で1850円という補助になっております。

○兼本委員

そうすると、例えば考え方として、保育所の待機児童の方が、例えば2歳児に限るんだと思うんですけれども、幼稚園でも今度は預かる場所を考えるとということが、この預かりⅡという制度を利用することができるのであれば、広がる可能性はあるのでしょうか。

○子育て支援課長

選択肢の一つとして、ただあくまでも支給認定を受けて、未利用児童となった場合が対象となります。

○兼本委員

結局、認定を受けて保育所に入れなかったと。じゃあどうしようかという保護者の方がいらした場合には、先ほど課長の答弁であれば、そういう方には選択肢が広がるということがいいんですね。

○子育て支援課長

はい、選択肢の一つとなりえます。ただし、職員配置基準がございまして、その受け入れ幼稚園が、その配置基準の職員を確保できていれば、あと保育室のほうの確保が必要になってきますので、そちらの条件を満たせば可能となります。

○兼本委員

そうすると、例えばその幼稚園のほうにどういう状況なのかとか、そういったことの調査なり、確認なりというのは可能なのでしょうか。

○子育て支援課長

調査は可能でございます。

○兼本委員

であるならば、ぜひ今、2歳児が18名いらっしゃいますし、親御さんたちの子育て支援としてもメリットがあるのではないかと思います。ぜひちょっと確認等していただいて現状がどうなのか等を含めて考えていただけないかと思いますが、市長どうでしょうか。

○福祉部長

本年度からの事業で2歳児の受け入れが可能となるような幼稚園の調査につきましては、実施いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

何点か伺います。まず定員を下回ってある園が7園あるかと思いますが、ここが定員を下回らずに、定員100%もし園児が入所できれば、この解消をしていくのかどうか、88名ですね、その辺ちょっとお伺いします。

○子育て支援課長

現在88名の未利用児童がおりますけれども、そのうち指定園のみと言われる方もいらっしゃいます。また、求職活動中の方もいらっしゃいます。今7園、確かに私立、公立あるんですけども、そのうち今、1歳、2歳児が未利用児童が多いような状況でありますので、1歳、2歳児については難しいような状況でございます。

○奥山委員

今ですと、100%定員になっても、1、2歳ということで、100%入れたところで難しいよという話ですね。ということは保育士の数が、どこを配置するかということだろうと思えますけれども。次に、そういう定員を下回ってある、努力されていると思えますけれども、そういう園に対して、市のほうから指導という言葉がいいかどうかはわかりませんが、何かこんな支援を行ってなんとか企業努力であるとか、そういうのを使っていただいて、保育士を確保に今、一生懸命であるというふうなところで、何か支援を行ってあるかどうかお伺いします。

○子育て支援課長

昨年度から始まりました生活資金貸付金、これの活用や、あと緊急支援金の活用、また6月に開催しました就職保育士との面談会、こちらのほうには、必ず参加するよということで声をかけております。その中で、1人でも多く確保できるように進めていただくように伝えております。

○奥山委員

次に、この表で、定員に対する保育士数がプラス、これは⑩ですかね、⑪の計のところですね。それから入所児童数に対する保育士数、これがマイナスになっているところがあります。マイナスのところは、先ほどパートさん等で対処しているので、入所数に対しては不足にはなっていないと。ちょうどということなんですかね。なっているということなんですけれども、パートさんをふやせば、どんどん1歳児、2歳児が可能になるのかどうかという、その辺は、いわゆるキャパがまだあるのかどうか。キャパと言いつついいのかな。パートさんを雇ってでも、入れられないのかなというところをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○子育て支援課長

公立の場合でちょっと申しますと、パート保育士さんにつきましては、希望する時間帯がそれぞれ重なる場合もあるし、短かったり、大体、そういうパート職員が、6時間であったり、4時間であったり、勤務が希望に応じた形で今雇用しております。その時間がうまく合えばという言い方はおかしいんですけども、そういった形で調整しながら受け入れをしているような状況です。

○委員長

キャパはあるのかは。

○子育て支援課長

今指摘ありました未利用児童の受け入れ、これについては今、一番やっぱり多いのが1歳児、2歳児が不足しているような状況でございます。こちらにつきましては、今、パート職員でも対応しておりますか、受け入れキャパというのは、かなりいっぱい状況でございますので、保育士が仮に確保したとしても難しいような状況でございます。

○兼本委員

すみません。キャパの意味を教えてください。

○子育て支援課長

申し訳ございません。各保育施設がございます。この年齢ごとの保育室の面積ということになっております。

○委員長

面積だけじゃないよね。（発言する者あり）

○子育て支援課長

1人当たりの面積。そうですね、1人当たりの面積と、それに伴いまして保育士の数ということがございます。

○委員長

公立に関しては、ゼロ歳はトータルでいうと76.6%ですよ。それでもほかの年齢を考えると、キャパとしてはそれぞれの園、公立園があるんだけど、全てキャパはいっぱいなんですか。その2つの要件を合わせると、もうこれ以上入れないという状況ですか。どうですか、そういう間いだと思うんだけど。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:38

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。ゼロ歳児につきましては、今、在園中の兄弟児が、18名ほど予定しております。また例えば、その方の入所はしていきますので、その方の分を含めて、こちらの入所状況についてはあがっておりませんが、下の8ページからの分につきましては、8月以降の入所児童というところで、これは④になるんですけども、そちらのほうで記載しております。

○兼本委員

そうすると、先ほどから課長が言われました未満児の不足というのは今後ふえてくるように感じるんですけども、これ何回も何回も議論していると思うんですが、そのあたりをどのように対応していくのかというのは、どのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

今、ゼロ、1、2歳児は、確かにこれからゼロ歳につきましては年々今から12月にかけて入所申請がふえてきます。それに伴いまして、市のほうとしては新設保育所が必要ではないかというふう考えておりますので、新設保育所の検討を現在行っているような状況です。

○兼本委員

その新設保育園というのはゼロ歳児から未満児対象ということになるんですか。

○子育て支援課長

いえ、通常の認可保育所、ゼロ歳児から5歳児までの保育所と考えております。

○兼本委員

今、確かに大切なのは未満児の部分だと私は思うんですね、5歳児までの施設をつくる必要があるのかどうかというのは、どういった根拠があるのでしょうか。

○子育て支援課長

確かに、他の幼稚園があるじゃないかということもあるんですけども、来年度から幼児教育無償化、3歳児以上無償化になります。そういったときに、3歳児以上だけでなくその兄弟児に対しても、入所増というのが考えられます。また、受け入れ枠を確保するということであるんですけども、その子どもが就学までの道筋、ゼロ歳児から5歳児までの受け入れと考えたときに、ゼロ歳児から3歳児、3歳で施設をかわるというよりも、ゼロ歳児から5歳児まで卒園までを考える必要があると考えますので認可保育所でのゼロ歳児から5歳児までの受け入れというふうに考えております。

○兼本委員

ただ例えば、4歳児、5歳児とか、たしか幼稚園と保育所と合わせて、前回の委員会のときも言われていたりしたと思うんですけど、ほぼ99%ぐらいでしたっけ、もう入所しているわけですよね。そうすると無償化になったとしても、そのあたりというのは、それ以上120%とかになるわけじゃないわけでしょう。そうすると必要ないんじゃないかなと私は思うんですよ。逆にそうしたらゼロから3歳児の部分が多いわけなんですから、そこにスポットを当てないと意味がないんじゃないかなと思うんですけど。例えばその分園であったり、ほかにやり方があるじゃないですか。そういうことはなぜお考えにならないのかをお伺いいたします。

○子育て支援課長

現在、分園についても各施設に対しまして、毎年、私立保育所に対しましては施設整備がございまして、施設計画というのをお尋ねしております。その中で、今、1園は分園というか増築を行いまして、定員増というのは考えておるといことです。それ以外につきましては、今、施設がほとんどの園が改築が終わっているような状況でございます。その中で再度、また、うちのほうは毎年調査を行うんですけども、その園で分園というのは、またあと、現状の保育士が、私立保育所の中では不足しているということもお聞きしております。その中で、分園というのはちょっと、うちのほうは分園についてもできればしていただきたいというのがございまして、なかなか上がってこないような状況でございます。

○兼本委員

新しい保育所を2施設つくる場合に、例えば保育士の奪い合い、また当然、保育士さんがふえなくちゃいけないわけですから、奪い合いのおそれがあるんじゃないかという部分と、例えば敷地、新しい保育所をつくる場所、敷地、建設費、そういったものが当然ありますが、建築費とか、その土地の購入費、そういったものは、どのようにお考えなんですか。

○子育て支援課長

建設につきましては、場所を含めて法人のほうで確保していただくように考えております。

○兼本委員

例えば、銀行融資を受けますよとか、そういう話になった場合に、日本は少子高齢化なんです。子どもの数は減っていくんだよと言われていたところに、新しく融資をしますと、返済能力の問題とか、いろんな情勢考えて、私は民間の銀行なりというのは考えていくんじゃないかと思うんですよ。そうしたときに、本当にそれが実現するのかなというふうにちょっと思っています。10年後とか、銀行とかであれば当然10年後とか20年返済をいつまでするのかとか、そんなに安いお金じゃないと思うんです。敷地購入したりすればね。そういったときにその状況と、現状の世の中の状況等を見た場合に、本当にその融資を受けられるのかどうかというふうに思うんですけども。例えば飯塚市が、毎年千人の子どもたちを維持していくよというような政策を出したと。ずっと千人いるんだよということができれば、いいのかもしれない。でもそうじゃない場合とかを考えた場合にどうなのかなと思います。先ほどから言

いますけど、私はゼロから3歳児までの子どもたちをどうやって未利用児を減らすかということ考えたほうがいいのではないのかなというふうに考えておりますし、例えば先ほどのキャパの問題と保育士さんの問題、まだキャパもあるというところもあるんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、保育士さんさえ確保できれば、もっと預かれるよというところも、もしかしたらあるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○子育て支援課長

現状の施設には、現在でもそうなんですけども、受け入れ可能な限り受け入れてくださいということでお願いはしております。ですので、今受け入れ、例えば年齢によって毎年学年が上がっていきますので、例えば、この年、1歳児が20人おったとします。面積が2歳児に上がったときに、こういうことはあまりないんですけど、15人いっぱいいっぱい受けていたら、そうした場合には、次の年になったときにやめないといけない子どもさんが発生しますので、これを次の年齢のところまで考えたところで受け入れは行っているような状況です。

○委員長

今のもう一遍ちょっと説明していただけますか。1歳児が20人のあたりから、すみません。

○子育て支援課長

例えば1歳児が20人、面積が20名いっぱいいっぱいあるとします。そしたら2歳児の面積が例えば定員が18名で、いっぱいいっぱい18人しかない場合がございまして。そうした場合、仮にいっぱいだからと言って20名受け入れると次の年に18名しか面積的に入らない場合があると。そうしたときに今入っている2名は、自動的に退所する必要がございまして、その次の年の年齢の面積も合わせたところで受け入れを極力、できる範囲でいっぱいいっぱいまで受け入れていただいているような状況でございまして。

○奥山委員

今ちょっと説明大体わかりましたが、定員プラスアルファでだいたい園が入所されていますね、約20%。ということは、何歳の子どもさんが20%かわかりませんが、その分ぐらいの施設の余裕といたしますか、ゼロ歳20名が20平米だとして、1歳児になったらもっているわけですよね、多分。行動範囲が広がって。でもその部分がそこでカバーできないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

各園は、今施設整備する場合におきましては、多少余裕があつて、面積に余裕をもって建設しております。ですので、ぎりぎりというのは、定員がマックスの数字じゃないという状況でございまして。途中で改築されずに、定員だけ上げていただいた園もございまして。そういったところについては改築前、前といいますか改築してない場合は、各教室が面積ぎりぎりまで上げていただいているところもございまして。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:51

再 開 14:05

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

先ほどの面積基準なんですけれども、ゼロ歳児、1歳児、こちらの面積基準としましては、1人当たり3.3平米。2歳児以上になりますと、1人当たり1.98平米と、ゼロ歳、1歳児に比べて若干、基準面積が狭くなってきております。

○委員長

そしたら先ほどの20人がというのは、それは、撤回するというところでよろしいですか。

20人が1歳上がったらというのは、2人退所しなくちゃいけないというのは撤回ということ
でよろしいですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。先ほどの分は撤回させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

保育士不足ということで、この委員会でもいろいろと議論が進んでいるかと思うんですけど、
公立保育所の保育士の募集等があったと思うんですけど、新たに直近の分でいいので募集
枠、募集人数と実際の応募数というのをちょっと答弁いただけますか。一番新しいやつでいい
です。

○委員長

ことしの数が確定してれば、ことしの分を、わからないんだったら、去年の分を。ことしの
分が見えていませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:06

再 開 14:07

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

今年度の新規、来年度の新規職員の採用状況につきまして、ことしの6月26日に総務委員
会で提出した資料がございました。その中で保育士中級が採用予定者が7名、こちらに対しま
して申請者数は42名、UIJターン枠、こちらは保育士1名に対しまして1名の募集があっ
ております。全体としましては、8名募集を行いまして、43名の応募がっております。

○永末委員

今は正規の方の数ということですか。

○子育て支援課長

正規職員の採用試験状況でございます。

○永末委員

任期付きとかの分とかはわかるんですか。

○子育て支援課長

任期付きにつきましては、昨年度、平成29年度採用がっております。その中で申し込み
応募自体は10名っております。それで8名の採用がっております。

○永末委員

任期付きについては10名募集して、8名ですか。

○子育て支援課長

8名の定員に対しまして、10名の応募がっております。それで8名の採用がござい
ます。

○永末委員

任期付き、正規ともに、例えば正規だけでいくと8名の枠に対して43名の募集があっ
ているということで、当然その方たちから漏れてしまった方たちというのは、当然保育士の資格等
をお持ちの方で保育士になりたいということだったんだけど、実際にそれに叶わなかったと
いう状況なんですけど。この前、保育所とか幼稚園の園長先生方と意見交換させてもらった際
に、やっぱり実際に私立とかであると、そういう状況はちょっとあり得ないということなんで
すよね。当然就職先が公立なのか私立なのかという違いはあるんですけど、正直、募集してき

てもらえれば、そんなに大きな問題がなければ、すぐに採用したいぐらいの気持ちだけでも、実際にどういう手段を使ってもやっぱりもう来てくれないんですよねというふうな形なんですよ。そういう状況にある中で、先ほどから保育所の新設という部分、2カ所の新設ということでお話されていますけれども、もう当然、私立の保育所を考えていらっしゃると思うんですけど、そういう状況の中で、実際仮にそれを認可した場合に、やっぱり保育士が集まるのかどうなのかというところが一番心配される部分なんですけど、そこについてちょっと再度になるかもしれませんけど、答弁いただけますか。

○子育て支援課長

これまで公立保育所につきましては民間移譲、こちらのほうを実施しております。その際、私立保育所が一番心配されておられるのは、既存の保育所からの引き抜きがあるんじゃないか、先ほども質問もありましたけども、そういったことを心配されていると思います。これまで公立保育所の民間移譲の際には、私立保育所が心配されているような引き抜き等はなかったというふうには私は認識しております。そういった引き抜きがあったというのは聞いておりません。新たに保育所を新設したとしても引き抜き等はないのではないかというふうには考えておりません。保育士不足による保育所から引き抜き、それに伴いまして新設保育所につきましては、少子化による児童の減少などマイナス要素を私立園からも、それは言われております。ただ市としましては、マイナス要素ばかり考えておってもいけませんので、その中でも入所施設、こちらはふえるということに対しまして、プラス要素も十分あるんじゃないかなというふうには考えておりますので、プラス面に目を向けまして検討していきたいとは考えております。

○永末委員

今、課長の認識なのかもしれませんが、引き抜きがあってないということなんですけれども、ちょっとそこは実際わからないですよ、おそらく。そのあたりはわかるんですかね、子育て支援課のほうで引き抜きがあったのかあってないのかというのは。ちょっと意見交換をさせてもらう限りでは、そういった部分についてのかんまりの心配の声というのがありましたので、民営化した際に、そこがどうだったのかという部分はちょっと直接は確認できていないんですけど、少なくとも、次新しくつくる際というのは、恐らくそういったのがあるんじゃないかなろうか、ちょっと正確にわかりませんが、ほかの自治体とかでは、そういったことで、既存の園に対する影響が大き過ぎて、そこが閉園になってしまったとかっていうふうなそういった意見とかもあったわけですよ。今、課長が言われたみたいに、マイナスの部分だけあげて、取り扱ってということで、私に関してはそういった部分で決して行政のしようとするのに対して足を引っ張ろうとかは一切思っていないんですけども、少なくともその目的としては未利用児童の解消という部分なので、そこに対する方法として、それが新設がベストなのか。それとも別の方法でやれるのであれば、ないのかという部分を審査する場だと思っていますので、そういった意味で今、行政としては新設がまずベストということで進められているんでしょうけど、そこに関しては当然、この委員会ではしっかりといろんな角度から検証すべきだと思います。先ほど分園の可能性について、ないのかというふうなところが質問あったんですけども、そこに対して今課長のほうで、ヒアリングしたけれども、実際に今の未利用児童が解消できるような、そういった回答が得られなかったんだというふうな答弁だったと認識したんですが、そこは再度確認させてもらいますけど、そういうことでよろしいんでしょうか。

○子育て支援課長

毎年県からの施設整備についてもありますので、毎年それは各園の計画を確認しております。

○永末委員

毎年確認されている。それで、ことしも確認したのか、それとも今からするのか。

○子育て支援課長

大体10月から11月にかけて、次年度及びそれ以降の計画の調査がっておりますので、

それにあわせて確認を行っております。

○永末委員

去年でいうと、去年の10月か11月ぐらいに確認をされているということですよ。確認はどういった方法でされているのか、電話とかでされているのか、何か書面等で記入させるような方法なのか。

○子育て支援課長

書面にて提出していただくようにしております。

○永末委員

先日、ちょっと保育所のほうとか幼稚園のほうの代表の方と意見交換させてもらったときには、そこら辺の取り組みをしっかりとそれぞれの園でやっているの、そこら辺をしっかりと見ていってもらえれば十分に解消できるんですよということを言われていたんですよ。なので、ちょっとそこはお互いのちょっと意見が違うなというふうに今感じているんですけど。ちょっと、委員長のほうで資料要求のことでお取り計らいいただきたいんですけど、先ほど去年の10月、11月に行った書面での回答というのが、提出が可能であれば提出をしていただきたいと思うんですけど、資料要求のお取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永末委員から要求がっております資料については提出することができますか。

○子育て支援課長

次回委員会になります、資料として提出したいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:18

再 開 14:19

委員会を再開いたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、資料については、次回で結構ですのでご提出ください。ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほどちょっとお話ありましたけど、1歳児、2歳児とかの定員に対して100%っていない私立の保育園があります。ちょっと今計算したら、例えば2歳児でこの100%として計算したときに、25名ほど、そこが100%であれば入れるような状況なんですね。1歳児も25名ほど100%になれば入れるのかなど。定員数が、そのくらいは入れるかなと思うんです。100%じゃないところというのはどういった理由からそうなのでしょう。例えば保育士が集められないのかとか、あると思うんですね。市のほうとしても、やはり待機児童を解消しようということで動かれているわけですから、ちょっと数字を見ると、そこにちょっと頑張ってもらえれば、ある程度、待機児童が解消できるんじゃないのか、今の現状の中でもできるのではないのかなというふうにちょっと考えるんですけども、このあたりをどのようにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

確かに今言われますように、定員を割っている1歳児についても、定員を割っている園が数園ございます。こちらのほうにつきましても、理由としまして保育士不足というのが一番大きな要因というふうに聞いております。うちのほうとしても、先ほど面談会とか、そういったことで働きかけはしているんですけど、なかなか採用には至っていないような状況ではございま

す。先ほど、ここだけで解消できるのではないかというふうにおっしゃられました意見なんですけれども、やはりうちのほうとしても、3、4、5歳児の無償化につきましては、今後、それに伴う兄弟児をあわせて入所させようという兄弟児の入所も増加するのではないかというふうに考えておりますので、新設保育所というふうに考えております。

○兼本委員

今現状で、保育士が足りないと言っているところに、新設と先ほどから出ていますけど、新設が本当に大丈夫なのかなというふうに思うんです。例えば保育所には、ベテランの保育士さんがいなくちゃいけないんですよ。新設でつくった場合、ベテランの保育士さんというのは、どういうふうに考えているんですか。逆に、まずここで何とか頑張ってもらおうというのがまず最初の仕事じゃないのかなと私は思うんですよ。今現在ある中で、保育士が不足してるから、もうしょうがないよねなのか、ここが頑張ったら待機児童が解消できるんだよといったことを考えた場合に、市が最初に考えなくちゃいけないというのは、新設なんですかね。まず最初に今、現状をどう打破するかということを考えていかなくてはいけないのではないかというふうに思うんですけども。そこでいっぱいになるから、新しく新規の園をつくらなくちゃいけないよということであれば、考えていかなくちゃいけないのかなと思うんですが、かなりありますよね、この定員割れ。その理由が保育士さん不足ということであれば。そうすると、新規につくった場合でも、かなり難しいんじゃないかなと思うんですよね。まずは、今この数字から見えることは私は現状の定員を満たしていない園があるわけですから、ここをどうやって保育士さんの定員をふやすのかということを考えてほうがいいのではないかと思うんですけど、どうでしょうか。そういうお話とかっていうのは、園のほうとはされてないんですかね。どうなんでしょうか。

○子育て支援課長

今、100%満たない園につきましては、保育士の確保につきまして、先ほど何度も申し上げますように、努めていただくようお願いはしているような状況です。1人でも多く、入所というか、受け入れしていただけるようお願いは各園とっていきような状況でございます。

○兼本委員

でも、たしか何回か前の委員会でもそういうお話、答弁でいただいたと思うんですよね。結局、そんなに変わってないんですよ。この変わってない現状については、どのようにお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

園はホームページ、面談会だけではなく、求人票とかでも出している状況ではございますけれども、採用までには至ってないというような報告は受けております。

○委員長

変わってないんだけど、それをどう考えておられますか。状況はわかったと。なぜ、それをどうするのかということですよ。

○子育て支援課長

すみません。合同面談会等を実施しまして、それについて1人でも多く確保するよう園のほうには、指導はしているんですけども、まだ現実的には採用には至ってないというような状況です。

○兼本委員

親御さんが希望している場所とか、いろいろあると思うんですけどね。今まず最初にやらなくちゃいけないのは、この待機児童を解消しましょうということなんです。新しく園をつくると言っても、やはりその来年できるんでしょうか。すぐにできるわけじゃないですよ。今やらなくちゃいけないのは、今、どうするのかということをおたは今議論してるんじゃないのかなと思っております。この問題点というのは、数字でも出てきているわけですから、まず

はここを解消していったほうがいいのではないかと思うんですけども。ほかのところでは100%以上、130%のところとかがあります。ですよ。ここはやっぱりそれだけ努力されて、保育士さんを確保されているのかなというふうに思います。なにかそういったところを、こういうふうに使われていますよとかいうような情報を共有させるというような、保育士を集めるための、例えば情報を共有させて、やり方を変えてもらうとか、いろいろ方法があるんじゃないかと思うんですね。もしくは例えば市のほうで、もうその待機児童を解消するというふうに使われているわけですから、そこに対して何かしらの策を打つというようなことも考えてもらえればというふうに思っております。それで、もう私、約2年になりますけれども、ずっと数字見ているとほぼ変わってないんですよ。ということは、今やっていることで成果は出ないということなんです。だから、新たにどうやってやっていくかということを考えていただきたいというふうに私は思っております。その辺を考えていただきたいなというふうに、もうこれはもう、すぐにでもどうしたらできるのかということを考えてもらいたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長

先ほど来、課長のほうから説明させていただいております。今の委員ご指摘のとおり、保育士が不足してる施設に保育士が入っていただければ、児童の受け入れが進むというのは、もう昨年来から答弁させていただいて、ご指摘されたとおりでございます。今指摘されました保育士の定員が満たしてない保育所につきましては、私も直接お話も何度もいたしておりますし、まさに政策として、保育士の生活資金とか、それと就労支援資金また、あとは将来的な投資になります。就学資金の導入についても、ご理解いただいて制度をつくったということで、いっそう私立保育所の保育士が確保しやすい土壌をつくりましたということで、いろいろ採用の条件等もございましょうが、積極的に採用していただきたいということは、申し入れは今課長が言いましたとおり、しておるところでございます。相手方についてもやはり採用していくということで、いろいろ確認させていただきましたら、やっぱりハローワークはもちろん出していますし、独自でもホームページでも、採用の広告も出しておられる状況もございますが、何せ、いわゆる保育士さんが採用に至るまでには、雇う側と雇われる側のいろいろな話もあるかもしれませんので、この結論、結果どうなのか、なぜなのかと言われたら恐らくそういうところもあるのではなかろうかと。それはただ明確な答えをいただいております。ただ、私もは繰り返しいつも言っておりますが、こういう制度もつくりましたので積極的に私立の保育所の保育士が確保できるような制度をつくりましたので、これに乗ってぜひやっていただきたい。大学のほうにも回りまして、就学資金とかいう説明をいつもさせていただいておりますし、そういう方々、飯塚市内の私立保育所に就職していただければそういう返済免除もありますので、よろしくお願ひしたいということも言っておる次第でございます。早急に結果は出したいというふうには思っておりますが、不足する保育士、保育所のところにつきましては、今まで以上に申し入れをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

1点だけちょっとお聞きします。今部長も話されましたけど、就学資金貸付金、それと生活資金貸付金とか補助金の申請も始まっておりますけど、何か23人ということでもかなりふえたんじゃないかというふうに思っておりますので、近い将来保育士不足の多少の解消に寄与するんじゃないかというふうに期待はしております。ただ、この分はあくまでも保育士さんだけですよ。幼稚園の先生は対象になっていませんよね。それで、これ資格としては、何か一緒でしょう。保育士さんと両方取ってる人が多いのか。ほとんどの人は両方取ってるという状況らしいですね。それで、今年度も認定こども園が2つふえまして、こども園の中に幼稚園と保育所

が同居しているという状況が続いて、今あります。そして今度から、新制度も今年度からスタートということで、これから先ふえる可能性もあります。そういう中で、このあいだの幼稚園との懇談会の中でも話が出たんですけど、特に認定こども園とかそういうところの中では、内部で今ところまだありませんけど、その混乱が生じるんじゃないかと。例えば初めに幼稚園に行ったらこれを返さないといけないんですよ。幼稚園の先生になったら。保育所の先生になったら返さなくていいわけですよ。そこで人事異動とか、多分ありますよね、こども園で。そういう場合にはどうなるのかとかいうようなことも質問を受けましたし、それはこれから先、幼稚園と保育園の違いがなくなってくるかなというところで、どっちも対象にするような話とかいうのは、今のところ全くないんですか。

○子育て支援課長

就学資金につきまして、対象を認定こども園としております。内部での幼稚園部、保育部というふうな分け方は、就学資金に関しましてはしておりませんので、仮に内部で異動があったとしても、5年間認定こども園、そちらの園に勤務していただく、それは、条件は同じ条件にはなっております。

○城丸委員

例えば、いぎすれんげ幼稚園が載っていましたが、認定こども園の中で、幼稚園のほうに行こうと保育園のほうに行こうと対象にはなると。ただ新制度は、今年度からということですけど、それも一緒なんですかね。2歳児の受け入れに対して、そういう支給認定を受けた2歳児に対して、幼稚園も受け入れを可能にするような新制度があるでしょう。

○子育て支援課長

今申しました就学資金につきましては、こども園内部で異動というのは、それは問題ございません。新制度、先ほど、幼稚園Ⅱの一時預かりの部分だと思うんですけども、これは今年度から始まった国のほうで今年度から始まった事業でございます。市のほうではまだこれについては現在実施していません。今検討段階でありますので、それにつきましても、こども園内部の採用というようなことで考えております。

○城丸委員

特にゼロ、1、2歳が、待機児童が多いということなので、2歳児をそういう一時預かりにし、預かっていただくというのは非常に、待機児童解消にも大いにやっぱり役割を果たすんじゃないかというふうに幼稚園も役割を果たすんじゃないかと思っていますので、ぜひその辺は対象になるように、できれば幼稚園まで対象にするようにしていただきたいと思いますけど、その辺は検討をお願いしますということで要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今の関連なんですけど、認定こども園は、就学資金の対象になっていると。幼稚園はどうなるんですか。

○子育て支援課長

幼稚園は対象にはなっておりません。

○兼本委員

なかなか幼稚園も保育士さん不足と。幼稚園の先生方も保育士の資格も取っているし、幼稚園の資格も取られている方がほとんどですということだったんですね。そのとき、例えば就学資金を使いたいたいけども、幼稚園に就職してしまうと返さなくちゃいけないということで、幼稚園に入られる方がほとんど今、いないんですという話をされておりました。できれば幼稚園のほうにも、何とか就学資金を使えるようにしてもらえないかというような話もあったんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

現状では、私立保育所、認定こども園の保育士不足が発生しておりますので、当分の間は保育士、保育所という現状の形でいきたいと考えております。

○委員長

すみません、ちょっと訂正の申し出がありますので、そちらを先にいいですかね。

○子育て支援課長

すみません。先ほど永末委員の質問で任期付職員採用状況ということで、平成29年度の任期付採用試験の申し込み状況について、14名の募集に対しまして10名の応募ということでございます。結果としまして、採用は7名採用ということですよ。14名の募集に対して、10名の応募がっております。7名が採用されているような状況です。すみません、訂正させていただきます。

○委員長

14名募集しました。それに対して10名の応募があります。採用は7名ということですね。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

ちょっと1点だけ。先ほど、分園のことで聞いたんですけど、この前ちょっと意見交換会をさせてもらう中で、このあいだ森山会長のほうからも提案があっただけで、公立の保育所等に対して小規模保育施設をつくることによる解消法というふうな提案がございました。先ほどの答弁があったみたいに、保育士の募集状況からしても、公立は比較的集まりやすい状況にありますので、やはりそういった方向は一つ、十分に検討に値するんじゃないかというふうな、その保育士を確保するという意味でも確保しやすい部分とかありますので、検討できるんじゃないかというふうに思うんですが、そこについて待機児童解消のため、新設の保育所にするのか、そういった方法にするのかというのがあるかと思うんですけど、そういった部分に対して、どのような検討をされているんでしょうか。

○子育て支援課長

小規模保育施設でございますが、現在市飯塚市としてはあくまでも認可保育所での建設を考えておりますので、現状の認可保育所、私立の認可保育所で考えていきたいと考えております。

○永末委員

今、そういったいろんな方法がある中で新設ということを考えられていると思うんですけど、検討中ということで、先ほどから答弁がおりますけど、大体財源といいますか、事業費的にはどのぐらいを想定されているんでしょうか。2園の新設という部分に関して。

○子育て支援課長

例えば100名程度の私立保育所を建設するに当たりまして、ここ何年か施設整備を行っている状況で申しますと、建設費が大体2億円から3億円程度かかっているような状況でございます。その補助が国と市を合わせて基準額の4分の3の補助が出るような状況でございます。

○永末委員

1カ所につき2億円から3億円ですよ。4分の3が国と市ということなんですけど、その市の持ち出し分というのはどのぐらいになるのか。あと加えてその財源というのは何を考えているのか。

○子育て支援課長

施設整備につきましては、厚生労働省がしております保育所等整備交付金、こちらのほうを考えております。こちらのほうにつきましては、毎年10月ぐらいに県のほうで募集、次年度以降の希望調査がございますので、それにあわせて申請していくような状況です。市の単費としましては、新設ですので、基準額の12分の1が負担額になります。市の財源としましては、市の単費負担となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくとしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「指定地域密着型サービス事業所整備に係る選考結果及び追加募集について」報告を求めます。

○高齢介護課長

「指定地域密着型サービス事業所整備に係る選考結果及び追加募集について」ご説明いたします。2018年度から2020年度の3カ年を計画年度とします第7期の「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の地域密着型サービスの基盤整備方針」に基づき、2018年度に看護小規模多機能型居宅介護事業所を3事業所整備することとしておりまして、その経過についてご報告いたします。

まず、事業者の募集につきましては、市のホームページ及び広報いづか5月号に募集記事を掲載しまして、6月4日から7日までの期間、受け付けを行いました。別紙1をお願いいたします。応募状況と選考結果についてまとめております。応募につきましては、3事業者からの応募がございました。選考会につきましては5名の学識経験者と外部委員によりまず書類審査及び、6月18日実施のヒアリングによる採点選考により行いまして、基準点であります千点満点の700点以上でありました、社会福祉法人幸友会、株式会社あんの2事業所が採択されました。採点結果につきましては、別紙2のとおりでございます。

なお、今回の選考につきましては、申請者の方の人名や出席者等の情報について匿名化して実施いたしており、A者、B者、C者としたところで行い、A者が社会福祉法人幸友会、C者が株式会社あん、B社は不採択となりましたため資料はそのままB社といたしております。選考会の後、6月27日に開催しました市の附属機関であります飯塚市高齢社会対策推進協議会におきまして承認を得まして、7月4日に採択事業者に対し指定の内示を行いまして、今後は年度内の事業開始に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。資料の別紙3及び別紙4につきましては、採択された2事業者のそれぞれの整備概要書を、また、別紙5及び別紙6につきましては、それぞれの整備予定地の地図となっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

また、1事業者が不採択となりましたことにより、基盤整備の方針であります3事業所の整備に満たないこととなりましたため、追加募集を行うこととしております。今年度中に整備を行い、事業開始するためには、8月中の選考を行う必要がありますことから、現在ホームページに募集記事を掲載しており、広報いづか8月号にも掲載を行いまして、8月2日から本日6日間で申請の受付期間といたしております。選考会は8月下旬に実施する予定としておりまして、さきの選考会と同様に5人の外部委員により実施し、基準点も同じく千点満点で700点以上のものとし最高得点者を1事業者選考することとしております。この追加募集によりまず採択の結果と経過につきましては、結果がまとも次第、改めて本委員会でご報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故の発生について」報告を求めます。

○生活支援課長

「公用車による交通事故の発生について」ご報告させていただきます。資料として添付しております事故現場の見取図をごらんください。去る5月16日水曜日午後3時30分ごろ、市内口原1061番地1 穎田病院駐車場で生活支援課職員運転の公用車が駐車場から車両を後退発進させた際、公用車後方に駐車していた相手方車両が公用車に気づかず同様に後方発進してきたことから、公用車が衝突を回避するため停車。さらに危険回避のためクラクションを鳴らしたものの、相手方の車両が停止することなく後退し、車両後部同士が接触し双方の車両が損傷したものでございます。なお、相手方車両の運転手及び職員ともに人的被害はありませんでしたので、現在、物的損害分の損害賠償及び示談交渉を行っているところでございます。事故の原因でございますが、公用車が駐車場から後退発進する際に周囲の車両等の有無とその安全を確認して、徐行後退しなければならない義務を怠ったことがあげられます。本課は職員及び車両を多く抱える課であることから、交通事故防止につきましては、毎日の朝礼や所内研修等、機会あるごとに指導を行ってまいりました。しかしながら今回このような事故が発生しており、この場を借りておわび申し上げるとともに、今後は安全運転管理の指導徹底し、事故の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほど申しましたように、今回の事故につきましては、本市の公用車が停車している状態で衝突していることから、当初は本市に過失がないものと認識して示談交渉を行ってまいりました。しかしながら後に、駐車場で事故では双方に注意義務があり、本市にも相応の過失があり、それにより相手方への損害賠償を行う必要が判明したため、この事故の報告ができております。これにつきましてもあわせておわび申し上げる次第でございます。以上、簡単ではございますが、公用車による交通事故の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「経済産業省「未来の教室実証事業」における中学校プログラミング教育について」報告を求めます。

○学校教育課長

平成28年度より地方創生交付金を活用して中高生向けのIT・プログラミング教育事業を実施しているライフイズテック社が、本年5月に経済産業省が公募を行った「未来の教室実証事業」の実証事業者に選定されました。この事業は、世界、日本の社会構造、産業構造が変化する中で求められる人材を育成していくための未来教室の実現に向けて必要なサービス、プログラムについて実証を行うというものです。その実証事業の一つとして今年度中学校におけるプログラミング教育として、ウェブサイト作成授業の実証授業を穂波東中学校において行います。本市教育委員会としましては、この実証事業の取り組みを、中学校におけるプログラミング教育推進の一助にしたいと考えております。

なお資料1ページ目は、学びと社会の連携促進事業となっておりますが、これは未来の教室実証事業の事業概要でございます。また、資料2から3ページは穂波東中学校の実証授業で使用するオンライン教材「MOZER」に関するものでございます。以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

中学校のプログラミング教育のウェブサイト作成授業というのは、未来の教室における実証事業においてどういったねらいがあるのでしょうか。

○学校教育課長

未来の教室の中の資料の1枚目にございます1の部分に該当するところをございますけれども、子どもたちだけではなく、子どもたちを含めて学校だけではなく、社会でプログラミングについての興味・関心等を高めていき、そしてそういった情報に携わる人間を育成していくというような事業の一部として、学校においてその基礎となるところをできないかということで、その一部の中で学校ということであげさせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年7月豪雨について」報告を求めます。

○防災安全課長

平成30年7月豪雨による災害状況について、その概要を報告いたします。7月5日から7日にかけて、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部を中心に大雨となり、本市では7日早朝には多いところで総雨量が580ミリメートルに達しました。5日に降り始めた雨は、6日より本格化することが見込まれたため、本市では5日の通常業務終了後も必要な職員により気象、河川情報を収集するとともに警戒態勢を強化し、21時30分に災害警戒準備室を設置しました。6日早朝に洪水警報が発令されたことや収集した雨の降り方を考慮し、災害警戒本部を設置しました。その後、国の土砂災害警戒情報、県の土砂災害危険度情報や河川水位等の情報に基づき6時45分に飯塚市全域に避難準備情報を発令したことに伴い、17カ所の指定緊急避難所を開設しております。さらに、災害対策本部設置後、避難勧告、避難指示を順次発令するとともに、市長より防災行政無線で2回、避難の呼びかけを行いました。避難指示発令後、避難者の増加に伴い避難所を増設し、最終的に合計36カ所を開設いたしました。翌日7日に収集した気象、河川情報や警報解除に伴い、浸水状態が続く潁田地区を除き避難指示を解除、その後、潁田地区の浸水状態がなくなったため全解除いたしました。翌8日からは民地調査、清掃活動、被害箇所の調査を実施するとともに、10日から20日までの間は被災者支援のため総合相談窓口を、本庁に開設を行い、23日から罹災証明書の発行を開始しております。今後は関係団体と連携を図りながら、被災されました市民の皆様に寄り添った対応を心がけてまいります。

続きまして、提出いたしております資料に沿って概要を説明させていただきます。なお、資料につきましては現在集約中の資料もありますので、今後変わりうると見込まれますが、7月27日17時現在の速報値としてご理解いただきますようお願いいたします。それでは1ページ目をお願いいたします。災害被害状況については、上から人的被害の順にそれぞれの区分ごとに飯塚市全体の被害集計数を記載しております。人的被害につきましては、ハイツ入り口国道の陥没による負傷者2名となっております。

次のページをお願いいたします。警報発令状況一覧表については、それぞれ発令した地区と時間を表示しております。避難準備は全域に、避難勧告、避難指示は3回に分けて、解除は2回に分けて発令をしております。右側のページです。災害避難者報告についてです。7月5日に穂波交流センターの自主避難者から始まり、24日18時10分に最後の避難者がいなくなるまでを時間ごとに記載しております。この中で、避難指示を全域に発令後の6日22時に全避難所合計で2103名がピークとなっております。

次のページをお願いいたします。7月豪雨行動記録については、7月5日12時20分に発令された大雨警報、洪水注意報から記載しております。災害対策本部は6日7時20分に設置

し、本部会議を12回開催して、27日17時に本部を解散しております。しかしながら災害復旧業務は継続して行っております。

次のページをお願いいたします。降水量及び水位等調べについては、7月5日の降り始めから7日までの調べとなっております。これは国の水位観測所で遠賀川にある川島橋で観測された記録となっております。6日16時から21時の間は氾濫危険水位を超えておりました。最高水位は6日18時40分の6.16メートル、1時間当たりの最高雨量は14時と15時の35ミリメートル、累計雨量は451ミリメートルとなっております。右側のページです。被災者救済制度については、災害発生後から始めた制度を記載しております。これは、水害ごみ処理などの直接被災者に情報提供したものや、市報8月号に掲載しているものを一覧表で表示しております。

次のページをお願いいたします。災害ボランティア等活動については、7月9日10時に飯塚市社会福祉協議会により設置し、11日間の活動で39件の被災者からの要望に対し、延べ326名のボランティアが活動した記録となっております。また、右側の災害時生活必需物資等供給は、避難準備発令後、避難者に対し供給した食料品で、6日から24日までの19日間で累計2516食分を提供しております。同じページ右側の総合相談窓口受付集計表については、10日から20日まで市役所2階ホールに設置した窓口受付件数となっております。また、その下にあります災害見舞金交付については、29日より交付を開始しており、飯塚市交付分487件、福岡県交付分399件となっております。なお、この件数は7月18日現在で記載しております。

次のページをお願いいたします。左側のページです。各排水機場運転開始時間、運転開始水位について、所管分の記録を記載しております。また、下段に載せております市営住宅一時入居状況一覧表については、被災者の市営住宅へ一時入居している状況となっております。8つの団地16世帯、34名であります。右側のページです。災害ごみ・消毒・し尿処理状況一覧表については7日より27日までの状況で、それぞれの累計が、ごみ処理91万6230キログラム、消毒件数581件、し尿処理件数618件となっております。

次のページをお願いいたします。7月豪雨検証会についてです。7月27日13時より飯塚市役所2階多目的ホールにおいて、災害対策本部に関わる班長以上の人員及び消防、警察、自衛隊、社会福祉協議会により7月豪雨の検証会を開催した内容の総括を記載しております。こちらの検証会でいただいた意見につきましては、今後の防災対策に反映させてまいります。以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、小学校、中学校の通学時のこの7月6日の通学時の時点での情報についてお尋ねしたいんですけども、どこでも安心メールで、学校名言っていないですか、まず飯塚第一中学校から7時51分に、「おはようございます。本日は現在のところ通常登校です。気をつけて登校するようお願いいたします」というメールが来ました。次に8時30分、飯塚小学校から来ました。「7時半の段階で、飯塚市教育委員会から市内全部の小中学校で休校の連絡が入りました」云々ということになっております。要は、7時51分に通常登校ですというメールが来た時間帯と、これは何だったのかということ。それと7時半の段階で休校だという状況がわかっているのに、なぜ8時半にメールが来たのかということ。やはりもう当日はたしか皆さん仕事も行かれています、このメールが来て、じゃあ子どもたちを迎えに行くのにどうしようかという問題ですね。それからやっぱり昼ごろぐらいまで、たしかかかりましたよね、子どもたちが最後に帰るのが。その時点でのやはり水の状況であるとか、なったときに非常に危険じゃないかというように思ったんですけども、この対応がちょっと遅いんじゃないかなというふ

うに思ったんですね。メール自体もかなり遅いような気がしました。このあたりはどのように
なっていたのかというのを教えてくださいませんか。

○学校教育課長

まず議員ご指摘のとおり、今回の判断が非常に遅くなったことに対して、混乱を巻き起こし
たことについては非常に反省しており、該当校については、保護者そして学校宛てに、その意
を伝えたとところでございます。メールにつきましては、まずこういう非常事態のときには、携
帯会社のほうが情報量を制限しているということで、出る情報が伝わるのに非常に時間がかか
っていると。当初、安心安全メールのほうが、いわゆるキャパを超えたので、そのような状況
になったのではないかとということで、麻生情報等に調べていただいたところ、そちらのほうの
キャパは大丈夫であると。ただ、こういう事態のときには、やはり情報が集中するもので、制
限をかけたりしなければ、いわゆるその他の緊急情報も伝わらないということで、そのような
時間がずれていったというふうに報告を受けております。この辺についても今回わかったこと
ですので、今後この反省を生かして取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの策定に係る経過について」報告を求めます。

○総合政策課長

本年、3月26日に本市と嘉麻市、桂川町の2市1町間で協定を締結しております「嘉飯圏
域定住自立圏」に基づく「定住自立圏共生ビジョン」を策定しておりますので、その進捗状況
について報告させていただきます。

この「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」は、定住自立圏における圏域が目指す将来像とそ
の実現に向けた具体的取り組みを示すもので、その素案を作成しているところでございます。
共生ビジョンの素案につきましては、2市1町の外部委員で構成する検討会議を開催し、ご意
見をいただくとともに、圏域住民の方々からの意見募集を7月9日から実施しております。

目次をお願いします。「共生ビジョン」につきましては、目次に記載しておりますとおり、
「第1章 定住自立圏構想の概要」から「第5章 資料編」までの5章で構成いたしております。

1ページの第1章は定住自立圏の概要となります。下のほうにあります、3のビジョンの
計画期間は、本年度から2022年度の5年間といたしております。

2ページをお願いします。第2章は圏域の現状及び課題について整理したものでございます。
2ページは「位置及び地勢」について整理いたしております。3ページから12ページにかけ
ましては「人口関係」についての現状、課題について整理させていただいております。
13ページから25ページにかけましては「生活機能関係」の現状及び課題ということで整理
をさせていただいております。26ページをお願いいたします。ここは「結びつきやネット
ワーク関係」の現状と課題について整理いたしております。内容の説明については省略させて
いただきます。

27ページをお願いいたします。「第3章 圏域の将来像」といたしましては、そこに示し
ておりますように、「(1)地域の魅力を積極的に発信できる圏域をめざします」、「(2)
地域の資源を有効活用し、住民の活力あふれる圏域をめざします」、「(3)様々な世代の住
民が安心して暮らせる圏域をめざします」、以上3つの項目を掲げさせていただいております。

28ページをお願いいたします。「第4章 具体的取組」を示しております。施策の体系と
しては、国の推進要綱に基づき3つの項目を掲げております。1つ目といたしまして「生活機
能の強化」、2つ目といたしまして「結びつきやネットワークの強化」、3つ目といたしまし

て「圏域マネジメント能力の強化」となっております。この項目に関連して11の項目21の具体的事業を設定し、圏域で連携し、推進していく事業を記載いたしております。説明につきましては、委員会所管の事業のみとさせていただきます。

福祉文教委員会所管におきましては、(2)福祉の取り組みといたしまして、④地域包括ケア推進センターの広域運営、⑤地域活動支援センターの広域運営、⑥障がい者基幹相談支援センターの広域運営を推進してまいります。(3)子育て支援の取り組みでは、⑦子育て支援センターの相互利用、⑧病児・病後児保育施設の広域運営、⑨休日等子育て支援体制の構築を推進してまいります。(4)教育の取り組みでは、⑩図書館の相互利用を推進してまいります。

いずれの取り組みにつきましても具体的には、施設の有効利活用や利便性の向上にかかる取り組みにおける連携を計画いたしております。なお、その個々の事業の詳細については、29ページ以降に掲載しておりますので、説明については、省略させていただきます。

今後のスケジュールといたしましては、3回目の検討委員会を今月に開催し、再度ご意見をいただくようにしております。その委員会の意見及び住民意見を踏まえ、2市1町の首長、副市長等で構成されます形成推進会議でビジョンの策定手続を進めてまいります。以上で「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンの策定に係る経過について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。